

— 令和8年度日立市地方就職支援金 申請要領 —

～県内企業にUIJターン就職し、市内に移住した方の就職活動に要した交通費及び移転費の一部を支援します～

申請期限

令和9年2月10日（水）必着

※ 本支援は要件が複数あるため、事前に裏面の問合せ先にご相談ください

※ 申請手続は、商工振興課、雇用センター多賀窓口を持参又は郵送してください

※ 先着順、予算がなくなり次第終了となります。

日立市地方就職支援金の概要

対象者

次の全ての条件に当てはまる方（主なもの）

○ 移住等に関する要件

・ 東京都内に本部がある大学・大学院の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学・大学院を卒業・修了していること。

※東京圏内：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

・ 大学・大学院の卒業・修了年度に、東京圏内に継続して在住していること。

・ 日立市に移住していること。

・ 地方就職支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。

・ 日立市に、地方就職支援金の申請日から1年以上、継続して居住する意思を有していること。

○ 就職先に関する要件

・ 勤務地が東京圏内（条件不利地域を除く）以外の地域に所在する企業等に大学・大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。

・ 官公庁等ではないこと。

・ 就職者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

○ 就職条件等に関する要件

・ 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就職であること。

・ 東京圏内（条件不利地域を除く）への勤務を前提としない採用であること。

業務上の必要性により、数年度程度の期間、東京圏内（条件不利地域を除く）に勤務する可能性がある採用を排除するものではないが、その後東京圏内（条件不利地域を除く）での継続的な勤務を前提としないものに限る。

・ 移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であること。

将来にわたる勤務地が茨城県またはその隣県等（栃木県、福島県等）に限定されていることが、募集要項等により採用時に確認でき、入社後に全国を対象とした配置転換を前提とする採用でないことが明示されている、または自明である雇用条件を指す。

○ 申請時において、本市の市税に未納がないこと。

※ なお、交通費については、在学中（卒業・修了見込み）の場合でも、県内企業等で内定を受け、日立市に移住する意思を有しているなどの要件を満たせば対象となります。

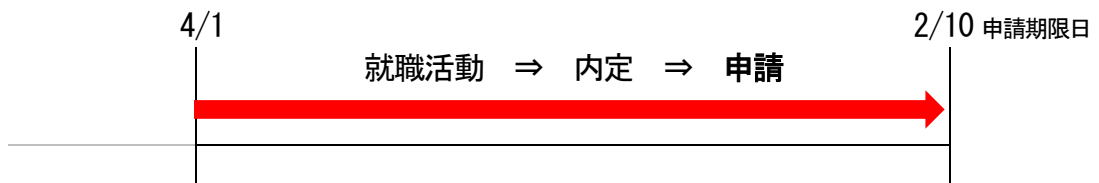
※ 詳しい要件等については、右のQRから市ホームページに掲載した茨城県地方就職学生支援事業における日立市地方就職支援金交付要綱で確認してください。



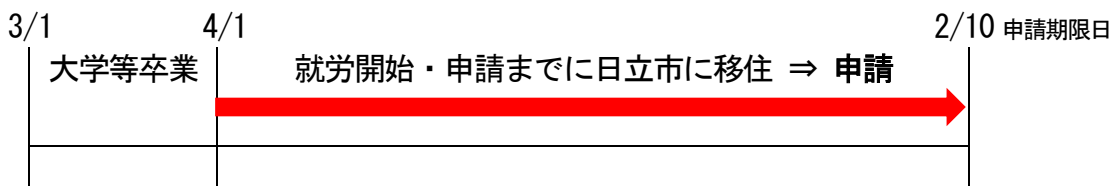
対象経費	1 対象者要件を満たす企業への就職活動のために要した交通費（公共交通機関を利用した場合に限る。※タクシーは除く） 2 日立市内への移住に要した移転費
支援金額	1 交通費 4,260円（上限） 2 移転費 最低限の実費であることを証明できる場合は、その実費の金額 上記の場合以外 実費の金額又は66,000円のいずれか低い金額 ※ 最低限の実費であることを証明できる場合とは、 ・ 3社から見積書を取得し、引越業者へ依頼した場合 ・ 3社未満から見積書を取得できなかったが、業者を広く検索した上で、依頼した場合 ・ 宅配便で引っ越しした場合 ・ 自家用車やレンタカーで引越した場合 等でそれを証明する資料等を提出した場合 ※ 要領収書等 ※ それぞれ一人1回を限度とする

申請可能時期

大学等の卒業年度(交通費)



大学等卒業者(交通費・移転費)



申請に必要な書類

- 1 地方就職支援金交付申請書（様式第1号）
- 2 内定・採用証明書（様式第2号）
- 3 卒業・修了証明書（在学中に申請する場合は、在学証明書（卒業・修了学年である確認ができるもの））
- 4 交通費や日立市への移転費の領収書又はそれに類する書類 ※学年の記載がない場合は、発行済みの証明書に加筆・捺印（公印）すること。
- 5 移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であることが確認できる資料（募集要項、雇用契約書等）
- 6 運転免許証など本人を確認することができる書類の写し
- 7 住民票など移住元及び現在の住所を確認することができる書類の写し
- 8 通帳など振込口座を確認することができる書類の写し
- 9 その他市長が必要と認める書類

申請に関する注意事項

- 1 事業の実績等を確認するため、事業完了後のフォローアップ調査等を依頼する場合があります。
- 2 虚偽の申請であることや居住や就職の実態がないこと等が明らかとなった場合、地方就職支援金の返還請求を行う場合があります。

【返還請求の例】・県内企業への就職や本市へ転入しない場合 ・転入日から1年以内で市外転出した場合

お問合せ・申請書提出先

日立市産業経済部 商工振興課 雇用労働対策室
 〒317-8601 日立市助川町1-1-1
 電話：0294（22）3111（内線429）
 IP電話：050（5528）5104（直通）
 E-mail：shoko@city.hitachi.lg.jp
 HP： <https://www.city.hitachi.lg.jp/>

雇用センター多賀
 〒316-0013 日立市千石町2-4-20
 多賀市民プラザ1階
 電話・Fax：0294-35-1510
 （雇用センター多賀直通）
 E-mail：koyo@city.hitachi.lg.jp